

事務・事業の見直し検討状況について
(中間報告)
【 厚生関係 】

平成 2 4 年 1 1 月
(健 康 福 祉 局)
(こ ど も 未 来 局)

事務・事業の見直し検討状況について（中間報告）【厚生関係】

1 見直しの方向性が得られた事務・事業の件数 14件

<内訳>

局名	件数
健康福祉局	11件
こども未来局	3件
合計	14件

1 健康福祉局

項 目	内 容								
<p>1 高齢者公共交通機関利用助成 【高齢福祉課】</p>	<p>1 見直しの方向 本事業については、新たな視点に立った施策の本格的な展開を念頭に置きつつ、当面の措置として、一人当たりの助成上限額を減額してはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要 高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が外出するきっかけづくりとして、公共交通機関の利用に要する経費を助成している。 (平成5年度事業開始) 対象者：9月1日現在、広島市に住所を有する満70歳以上の高齢者 (所得制限あり。平成23年度助成決定者約10万8千人)</p> <p>【助成(利用券交付等)の内容(主なもの)】</p> <table border="1" data-bbox="518 750 1444 963"> <thead> <tr> <th>区 分 (選 択)</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パスピーを利用した助成</td> <td>6,000円を限度に市に届け出たパスピーの使用実績に応じた額を指定された口座に振り込む。</td> </tr> <tr> <td>JR(鉄道)回数券引換券</td> <td>1,400円券×3枚+1,250円券×1枚=5,450円(助成上限額)</td> </tr> <tr> <td>タクシーチケット</td> <td>500円券×12枚=6,000円(助成上限額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 見直しの理由 (1) 本事業は、高齢者が日常生活のための外出に留まらず、社会参加のための外出を促すことを目的としたものであるが、実態として、通院、食料品の買物等の日常生活のための外出の費用軽減として使われ、事業本来の目的を達しているとは言い難い。 (2) 一方、高齢者の日常生活を支援するためのサービスは、今後、高齢化がさらに進展する中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要不可欠なサービスであり、その充実喫緊の課題である。 したがって、高齢者の生活支援サービスの充実に向けた新規施策の立案や事業展開の準備に早急に着手する必要がある。 (3) 限られた財源を効果的に活用する観点から、現在の事業を高齢者の生活支援のための事業に転換することを考えたとしても、社会参加の促進を目的とした本事業については、生活全般の支援策には成り得ないことから、抜本的な見直しを行うことは不可避である。 こうしたことを踏まえ、本事業については、新たな視点に立った施策の本格的な展開を念頭に置きつつ、本事業が本来の目的を達しているとは言い難いということを考慮し、当分の間の措置として、一人当たりの助成額の上限を減額することを検討する必要がある。</p> <p>4 平成24年度当初予算額 5億9,558万7千円</p> <p>5 見直し効果額 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p>	区 分 (選 択)	内 容	パスピーを利用した助成	6,000円を限度に市に届け出たパスピーの使用実績に応じた額を指定された口座に振り込む。	JR(鉄道)回数券引換券	1,400円券×3枚+1,250円券×1枚=5,450円(助成上限額)	タクシーチケット	500円券×12枚=6,000円(助成上限額)
区 分 (選 択)	内 容								
パスピーを利用した助成	6,000円を限度に市に届け出たパスピーの使用実績に応じた額を指定された口座に振り込む。								
JR(鉄道)回数券引換券	1,400円券×3枚+1,250円券×1枚=5,450円(助成上限額)								
タクシーチケット	500円券×12枚=6,000円(助成上限額)								

項 目	内 容
<p>2 民間老人福祉施設職員給与改善費補助 【高齢福祉課】</p> <p>3 民間心身障害者（児）福祉施設職員給与改善費補助 【障害自立支援課】</p> <p>4 民間救護施設等職員給与改善費補助 【健康福祉企画課】</p>	<p>1 見直しの方向 介護報酬等の次回改定時期に向け、本事業のあり方について、抜本的な見直し検討に着手してはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要 社会福祉法人が運営する社会福祉施設等に勤務する常勤職員の処遇の改善を図り、職員の定着など人材確保を促すため、「給与改善費」として、当該職員の本俸月額等に2%を乗じた額を補助している。 (平成4年度制度開始) 補助施設数：128施設（職員数：約3,500人） (平成24年4月1日現在)</p> <p>3 見直しの理由 (1) 福祉施設職員の人材確保及び定着は重要な課題であり、従来から、単市補助による支援を行っているところであるが、本来、職員給与の改善等については、国の責任において介護報酬等により措置されるべきものである。 (2) 高齢者の介護施設、障害福祉サービス事業所、障害児施設等の職員の給与水準の改善については、国において、地域区分に応じた人件費の上乗せ割合の引き上げを含め、介護報酬等の改定が行われてきた。 さらに、次回改定（平成27年度）までには、国において、ほとんどの施設における人件費の上乗せ割合が国家公務員の地域手当と同率に引き上げられることから、職員の給与水準についても、ある程度改善が進むと考えられる。 (3) さらに、本市が実施している本制度は、社会福祉法人のみを適用対象として長年運用してきているところであるが、制度創設後、高齢福祉分野や障害福祉分野において民間参入が進んできた中では、各施設に対する支援としてのアンバランスが生じており、公平性の確保ということも問題になっている。 こうしたことを踏まえ、介護報酬等の次回改定時期に向けて、施設種別ごとの課題への対応も視野に入れながら、福祉施設職員の人材確保及び定着を促すために講じてきた本市独自の支援のあり方について、抜本的な見直しの検討に着手する必要がある。</p> <p>4 平成24年度当初予算額 1億9,217万2千円</p> <p>5 見直し効果額 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p>

項 目	内 容									
5 乳幼児等医療費補助 【保険年金課】	<p>1 見直しの方向</p> <p>(1) 所得制限について、その水準を引き下げてはどうか。</p> <p>(2) 一部負担金について、県補助制度と同じにしてはどうか。</p> <p>(3) なお、(1)、(2)の見直しについては、必要な激変緩和措置や可能な制度改善（例えば、対象年齢の拡大）も視野に入れながら、「子ども・子育て支援」のあり方の見直しの一環として、平成26年度を目途に行うこととしてはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要</p> <p>(1) 乳幼児等医療費補助制度は、一定の所得制限のもとに、小学校就学前の子どもと小学1～2年生の発達障害児を対象に実施しており、保険診療に係る総医療費から保険給付分を控除した後の自己負担金相当額から受給者の一部負担金を控除した額を補助している。</p> <p>所得制限額は、改正前の児童手当の所得制限額に拠っており、扶養人数が2人の場合は、給与所得ベースで616万円（給与収入ベースで817万8千円）となっている。（平成24年3月末現在で、小学校就学前の子どもの87%が受給）</p> <p>(2) 一部負担金については、本市独自の措置により入院については負担がなく、通院についても初診料算定時に限定している。これにより、県補助制度との差額約4億8千万円を単市で措置している。</p> <p style="text-align: right;">（昭和48年度制度開始）</p> <p>【一部負担金の状況】</p> <table border="1" data-bbox="512 1176 1449 1350"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市制度</th> <th>県補助制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>なし</td> <td>1日500円 (月14日までを自己負担)</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>初診料算定時に500円</td> <td>1日500円 (月4日までを自己負担)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日数については、入院、通院とも1医療機関等毎に算定</p> <p>3 見直しの理由</p> <p>(1) 所得制限額については、他の福祉医療費補助の所得制限額と比べて高く、経済的支援の要否との関連性が薄い制度となっている。</p> <p>(2) 一部負担金については、県内のほとんどの市町が県の補助制度と同じにしており、受給者が医療費の一部を負担している。しかし、本市においては、一部負担金を独自に軽減しており、県民としての公平負担が要請されている中で、多額の財政負担が生じている。</p> <p>こうしたことを踏まえ、本市における「子ども・子育て支援」のあり方を見直す一環として、本事業の見直しを検討する必要がある。</p> <p>4 平成24年度当初予算額 18億9,795万7千円（扶助費）</p> <p>5 見直し効果額 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p>	区分	市制度	県補助制度	入院	なし	1日500円 (月14日までを自己負担)	通院	初診料算定時に500円	1日500円 (月4日までを自己負担)
区分	市制度	県補助制度								
入院	なし	1日500円 (月14日までを自己負担)								
通院	初診料算定時に500円	1日500円 (月4日までを自己負担)								

項 目	内 容									
<p>6 ひとり親家庭等 医療費補助 【保険年金課】</p>	<p>1 見直しの方向 本事業については、一部負担金制度を導入してはどうか。 なお、その見直しについては、ひとり親家庭等への経済的な影響にも配慮しながら、本市における「子ども・子育て支援」のあり方を見直しの一環として、平成26年度を目途に行うこととしてはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要 (1) ひとり親家庭等医療費補助は、ひとり親家庭の母または父及びその児童等を対象に、保険診療に係る総医療費から保険給付分を控除した後の自己負担相当額を補助している。 所得制限額は、対象者と生計を同一にする扶養義務者全員の前年の所得税額が9万2,400円以下としており、扶養人数が1人の場合、給与所得ベースで303万8千円（給与収入ベースで447万6千円）となっている。（平成24年3月末現在で、ひとり親家庭世帯の60%が受給） (2) 一部負担金については、本市の独自措置により入院、通院とも負担がない。これにより、県補助制度との差額約1億7千万円を単市で措置している。 <p style="text-align: right;">(昭和54年度制度開始)</p></p> <p>【一部負担金の状況】</p> <table border="1" data-bbox="512 1066 1337 1196"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市制度</th> <th>県補助制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>なし</td> <td>1日500円（月14日までを自己負担）</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>なし</td> <td>1日500円（月4日までを自己負担）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日数については、入院、通院とも1医療機関等毎に算定</p>	区分	市制度	県補助制度	入院	なし	1日500円（月14日までを自己負担）	通院	なし	1日500円（月4日までを自己負担）
区分	市制度	県補助制度								
入院	なし	1日500円（月14日までを自己負担）								
通院	なし	1日500円（月4日までを自己負担）								
	<p>3 見直しの理由 一部負担金については、県内のほとんどの市町が県の補助制度と同じにしており、受給者は医療費の一部を負担している。しかし、本市においては、一部負担金を独自に免除しており、県民としての公平負担が要請されている中で、多額の財政負担が生じている。 こうしたことを踏まえ、ひとり親家庭等への経済的な影響にも配慮しながら、本市における「子ども・子育て支援」のあり方を見直し一環として、本事業の見直しを検討する必要がある。</p> <p>4 平成24年度当初予算額 8億9,071万円（扶助費）</p> <p>5 見直し効果額 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p>									

項 目	内 容
7 重度心身障害者療養援護金支給事業 8 乳幼児等療養援護金支給事業 9 ひとり親家庭等療養援護金支給事業 【保険年金課】	<p>1 見直しの方向 本事業については、可及的速やかに制度を廃止してはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要 (1) 健康保険法の改正により、平成6年から入院時食事療養費が創設され、医療機関に入院した場合に自己負担（食事療養標準負担額）が生じることになったため、平成7年から代替措置として、福祉医療費補助の受給資格者が15日以上入院した場合に、月額1万円を支給する療養援護金支給制度を設けている。 (2) なお、平成19年度から県補助対象の支給額が段階的に減額され、平成21年度には、補助制度が廃止されたことに伴い、本市と福山市を除く県内市町は、これに合わせて、支給額の減額、制度の廃止を行っている。 また、福山市も、本年8月から助成額を1万円から5千円に減額し、平成25年8月に制度を廃止する予定である。</p> <p>3 見直しの理由 食費については、障害者か健常者かにかかわらず、また、入院時に限らず必要なものであり、その費用まで経済的支援を行うことは、本制度の利用者の大部分が、特に配慮が必要な社会的弱者である重度心身障害者だとしても、公平性を欠いていることから、廃止を検討する必要がある。 なお、主な受給者である重度心身障害者には、長期間入院している者が多いことから、制度廃止に当たっては、経済的な影響を考慮し、段階的に支給額を減額する激変緩和措置も合わせて検討する必要がある。</p> <p>4 平成24年度当初予算額 1億2,187万円 【内訳】 〔 重度心身障害者：1億2,001万円 乳 幼 児 等：108万円 ひとり親家庭等：78万円 〕</p> <p>5 見直し効果額 △1億2,187万円</p>

項 目	内 容
<p>10 国民健康保険における一部負担金減免制度 【保険年金課】</p>	<p>1 見直しの方向</p> <p>(1) 同じ収入状況であれば、通院、入院にかかわらず減免が受けられるよう、入院時の減免判定基準を見直してはどうか。</p> <p>(2) 適用事由、期間等について、国の通知を踏まえ、厳格に運用してはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要</p> <p>国民健康保険被保険者のうち、災害、事業の休廃止、失業等により生活が著しく困難になった者などを対象に、入院及び外来にかかる一部負担金の免除又は減額を行っている。（昭和40年代制度開始）</p> <p>【減免範囲】</p> <p>① 減額：平均実収月額が生活保護基準額の110%以上130%以下の世帯</p> <p>② 免除：平均実収月額が生活保護基準額の110%未満の世帯</p> <p>【減免期間】</p> <p>減免申請又は初診の日の属する月の初日から3か月間を限度とする。ただし、再申請を妨げない。</p> <p>3 見直しの理由</p> <p>(1) 入院時の減免判定における問題</p> <p>減免判定には、生活保護基準額を使っているが、生活保護制度では、食費や光熱水費が医療扶助の一部として直接医療機関に支払われることから、入院時の生活保護基準額が通院時の生活保護基準額より低額となる。</p> <p>そのため、現行の減免判定基準では、通院時に減免を受けていた人が、入院した途端、減免対象から外れるケースが生じており、生活が著しく困難となった際の救済措置としての本制度の趣旨に沿っていないことから、見直しを検討する必要がある。</p> <p>(2) 適用事由及び期間の問題</p> <p>ア 国の通知では、災害、事業休廃止・失業等により、生活が著しく困難になったことを要件に適用するとされており、さらに、平成22年9月、本通知が改正され、減免期間は3か月を標準にすることなどとともに、療養に要する期間が長期に及ぶ場合は、必要に応じて、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部局との連携を図ることが示された。</p> <p>イ 本市においては、国の要件に該当しなくとも、一部負担金を支払うことが困難であれば対象とし、かつ、減免期間も制限をしていないことから、平成23年度の利用状況をみると、6か月を超えているものが約5割となるなど長期利用が常態化し、減免の件数、金額とも政令市の中で最も多くなっている。</p> <p>こうしたことを踏まえて、適用事由、期間の見直しなど制度運用の厳格化を検討する必要がある。なお、見直しに当たっては、長期間の利用者が多いことを踏まえ、経過措置を検討する必要がある。</p> <p>4 平成23年度決算額 9,529万5千円</p> <p>5 見直し効果額 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p>

項 目	内 容																												
<p>11 一般健康診断事業 【保健医療課】</p>	<p>1 見直しの方向 各保健センターにおいて実施している本事業については、廃止してはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要 市民の公衆衛生の向上のため、各保健センターにおいて、市民及び市内在勤者を対象として、週1回有料で一般健康診断を実施している。 その主たる利用は、企業の定期健康診断、就職や受験に必要な診断書や証明書を発行するための検査、本市の臨時の保育園調理員及び学校給食調理員の健康診断である。</p> <p>【受診者数の推移】</p> <table border="1" data-bbox="502 734 1433 835"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診者数</td> <td>9,013人</td> <td>9,309人</td> <td>8,804人</td> <td>8,264人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 見直しの理由</p> <p>(1) 一般健康診断を実施している医療機関が増加し（10月1日現在：市内450施設）、市内のどこでも健診が受けられる状況となっており、本事業を継続する必要性が希薄になっている。</p> <p>(2) また、本事業を実施するために必要なX線撮影装置については、老朽化が著しく進んでおり、更新する場合には多大な費用がかかる。さらに、その操作を行う診療放射線技師の人件費の負担も必要である。</p> <p>【X線撮影装置の経過年数：平成25年4月時点】</p> <table border="1" data-bbox="502 1227 1433 1346"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>中区</th> <th>東区</th> <th>南区</th> <th>西区</th> <th>安佐南区</th> <th>安佐北区</th> <th>安芸区</th> <th>佐伯区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経過年数</td> <td>26年</td> <td>22年</td> <td>21年</td> <td>23年</td> <td>23年</td> <td>27年</td> <td>22年</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) このような状況を受けて廃止するとしても、現在、8千人余りの受診者がいることや保健センターでX線撮影業務に従事する職員がいることを十分配慮した上で、一定の経過措置を設ける必要がある。</p> <p>(4) なお、政令指定都市における一般健康診断の実施状況は、当初から実施していない都市が7市、実施していたが廃止した都市が8市、実施中が5市であり、また、広島県内においては本市以外実施していない。</p> <p>こうしたことを踏まえ、事業の廃止を検討する必要がある。</p> <p>4 平成24年度当初予算額 歳出3,582万円（人件費含む。）、歳入3,279万7千円</p> <p>5 見直し効果額 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p>	区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	受診者数	9,013人	9,309人	8,804人	8,264人	区 分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	経過年数	26年	22年	21年	23年	23年	27年	22年	1年
区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																									
受診者数	9,013人	9,309人	8,804人	8,264人																									
区 分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区																					
経過年数	26年	22年	21年	23年	23年	27年	22年	1年																					

2 こども未来局

項 目	内 容
<p>1 遺児福祉手当支給 【こども・家庭支援課】</p>	<p>1 見直しの方向 ひとり親家庭等の就業などに対する支援施策を充実し、その周知を図った上で、事業を廃止することとしてはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要</p> <p>(1) 目的 父母のいない児童及びこれに準ずる事情にある児童について、今後の生活に希望と張りを持たせ、精神的立ち直りを促進させることにより、児童の健やかな成長を図る。（昭和45年度事業開始）</p> <p>(2) 支給対象者 次の支給要件のいずれかに該当する児童と同居して、これを監護し、かつ主としてその生計を維持している者 ア 父母又は父母のうちいずれか一方が死亡した児童 イ 父母又は父母のうちいずれか一方の所在又は生死が6か月以上明らかでない児童 ウ 父母又は父母のいずれか一方が身体障害者（1、2級）又は知的障害者（療育手帳の最重度・重度）又は精神障害者（1級）である児童 エ 父母又は父母のうちいずれか一方が法令により引き続き6か月以上拘禁されている児童</p> <p>(3) 支給額 ・父母が該当の場合、児童1人につき月額3,000円 ・父母のいずれか一方が該当の場合、児童1人につき月額1,500円</p> <p>(4) 支給人数（平成24年3月末現在） ・父母が該当 108人 ・父母のいずれか一方が該当 1,709人</p> <p>3 見直しの理由</p> <p>(1) 本手当は、制度開始から42年が経過し、その間、ひとり親家庭等に対しては児童扶養手当をはじめとした各種手当の充実が図られ、本手当の事業効果は薄まっている。</p> <p>(2) ひとり親家庭等は、十分な準備がないまま求職することや、子育て等と仕事との両立が困難なことから、これまでも支援策を実施してきたところである。</p> <p>(3) そのため、ひとり親家庭等への就業支援や日常生活支援を充実し、施策の周知を図った上で、本手当を廃止することを検討する必要がある。</p> <p>4 平成24年度当初予算額 3,637万9千円</p> <p>5 見直しの効果額 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p>

項 目	内 容												
<p>2 民間児童福祉施設職員給与改善費補助</p> <p>3 民間母子生活支援施設職員給与改善費補助 【こども・家庭支援課】</p>	<p>1 見直しの方向 児童養護施設等に対する人件費の一律2%補助を廃止し、新たな支援のあり方を検討してはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要 施設職員の給与水準を向上させ、質の高い職員を確保することを目的に、施設職員の給与本俸月額及び賞与の2%を補助している。 【本事業の対象となる法人数等：平成24年4月1日現在】（単位：法人、人）</p> <table border="1" data-bbox="496 584 1362 757"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>対象法人（施設）</th> <th>対象人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設・乳児院</td> <td>3（4）</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>2（3）</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>5（7）</td> <td>128</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 見直しの理由</p> <p>(1) 児童養護施設等においては、被虐待児、発達障害などの障害がある児童等が増加しており、施設における処遇が困難になっている。入所児童等の処遇の充実に向けては、職員の給与水準の向上による職員の質の確保とともに、直接処遇に当たる職員の適切な人員配置が必要である。</p> <p>(2) 施設職員の給与水準の向上については、国は、これまでに、児童養護施設等の措置費における人件費の上乗せ割合を、国家公務員の地域手当と同率に引き上げてきている。</p> <p>(3) 施設職員の適切な人員配置については、国は、平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、職員の配置基準の目標水準を掲げ、今後、目標水準まで基準を引き上げることを示しているが、その具体的なスケジュールは示していない。</p> <p>(4) 広島市児童福祉施設連盟からは、職員の配置基準が実際に目標水準に引き上げられるまでの間、本市が基準を超えた職員配置（加配）のための支援を行うよう要望されている。</p> <p>こうしたことから、これまでの給与水準を向上させることにより質の高い職員確保を主眼としてきた補助制度から、今後は、児童等の処遇の充実に資する職員の加配を効果的に促す補助制度に転換していく必要がある。</p> <p>そのため、施設の努力の度合いに応じた、施設による職員の加配を促す制度を検討した上で、人件費の一律2%の補助制度については廃止を検討する必要がある。</p> <p>4 平成24年度当初予算額 894万6千円</p> <p>5 見直し効果額 具体的な見直し案の検討にあわせて算出する。</p>	区 分	対象法人（施設）	対象人数	児童養護施設・乳児院	3（4）	103	母子生活支援施設	2（3）	25	合 計	5（7）	128
区 分	対象法人（施設）	対象人数											
児童養護施設・乳児院	3（4）	103											
母子生活支援施設	2（3）	25											
合 計	5（7）	128											